

相模原市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、相模原市職員措置請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成16年3月18日

相模原市監査委員 小野澤 武 久

同 栗 原 勤

同 川 田 基 晶

同 大 上 和 夫

## 《職員措置請求書》

### 相模原市職員措置請求書

相模原市契約課長榎田達雄及び相模原市長に関する措置請求の要旨

#### 第1 請求の要旨

1 平成15年9月1日、相模原市契約課は、(仮称)南地区保健福祉センター建設電気設備工事その1(以下本件電気工事という)の入札を公告した。予定価格は1億5775万円で、入札方式は条件付一般競争入札で、入札資格は相模原市内に本社をもつ特定建設業者2社共同企業体(JV)で経営事項審査の総合評点が2社合計で1600点超という要件が課せられた。このため、この要件を満たす業者は10数社に限られた。

入札は郵便により、平成15年10月2日に開札とされた。

2 開札日に先立ち、朝日新聞横浜支局に、10月1日、本件電気工事について、落札予定の本命業者名を明示した談合情報が寄せられた。朝日新聞の記者は、この情報を相模原市契約課に伝達するとともに、朝日新聞は10月2日の朝刊でこの情報を報道した。

3 相模原市契約課では、入札談合に関する情報が寄せられたときに、事務処理マニュアルを定めている。

4 本件電気工事に関する談合情報に対し、相模原市契約課は次のように対処した。

10月2日の入開札日を延期することなく、郵便による入札書が届いている6つのJVから事情聴取を行った。その上で、6つのJVの責任業者から10月2日付けで「誓約書」を入れさせ、くじ引きを行って、入札参加JVを6から3に減じた。この過程で、契約課は6つのJVから提出されている「工事積算書内訳書」の確認を行った。

その上で、くじ引きで残ったA共同企業体、B共同企業体、C共同企業体の入札を開札した。

その結果、A共同企業体が最低価格で落札者となった。

5 落札した共同企業体は、事前の談合情報どおりの業者であったと朝日

新聞 10 月 3 日付け朝刊が報道した。しかも落札価格（1 億 5 5 7 0 万円）は、予定価格の 9 8 . 7 % という異常な高率であった。他の J V も、B J V の入札価格（1 億 5 5 8 5 万円）は予定価格の 9 8 . 7 9 %、C J V の入札価格（1 億 5 6 6 5 万円）は予定価格の 9 9 . 3 0 % であった。本件電気工事は平成 1 5 年度において相模原市が発注する電気工事のなかではもっとも金額の大きなものであったが、予定価格 1 億 5 7 0 0 万円を超える工事で、最高入札価格と落札価格との差がわずか 9 5 万円しかないというのも異常である。

事前の談合情報どおり、談合の事実があった可能性を否定できない。

6 本件においては、契約課としては、いったん入札を取りやめるべきであった。

実際には、契約課は、入札日の繰り下げも行わず、くじ引きと各業者から誓約書を入れさせるだけで予定どおり入札を実施した。そして、「結果として情報どおりの業者が落札した場合は、公正取引委員会にその事実を通知するものとする」というマニュアル（3 のエの（エ））に違反して公正取引委員会への通知をしないまま、本件電気工事の入札手続きを終了した。

そして、相模原市契約課は、平成 1 5 年 1 0 月 8 日、本件電気工事について、落札者である A 共同企業体と契約金 1 億 5 5 7 0 万円で工事請負契約（以下本件契約という）を締結した。

7 しかし、相模原市契約課長が、公正取引委員会に事実の通知すらしないで終了させた入札手続きには手続き違背があり、相模原市長がそれを前提として本件契約を締結した行為は不当である。

## 第 2 請求者

住所 相模原市（以下略）

氏名 （略）

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え、相模原市長及び相模原市契約課長に対し、本件電気工事について平成 1 5 年 1 0 月 2 日に行った入札手続きを無効とし、本件契約を解除することを請

求します。

平成16年1月23日

相模原市監査委員 あて

(請求の要旨は、原文のまま掲載した。なお、共同企業体の名称は、略称を用いた。)

#### 事実を証する書面

- 1 2003年10月2日付け朝日新聞記事
- 2 談合情報報告書(写し)
- 3 相模原市談合情報マニュアル
- 4 相模原市競争入札参加者選定基準
- 5 工事請負契約書頭書(写し)

#### 追加提出の証拠

- 1 平成14年5月24日から平成15年11月12日までの入札落札者一覧表ほか2件の資料
- 2 平成14年度入札・契約制度の改正点について(相模原市契約課から入札参加業者あてお知らせ)ほか3件の資料

## 《監査の結果》

### 1 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成16年1月26日付けでこれを受理した。

### 2 監査の実施

#### (1) 証拠の提出及び請求人の陳述

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、平成16年2月26日に、請求人及びその代理人3名から陳述の聴取を行った。その際、同条第7項の規定に基づき、(3)に記載する関係職員が立ち会った。

なお、同日、新たな証拠書類7件が提出された。

#### (2) 監査対象事項

監査の実施に当たって、職員措置請求書に記載された事項、事実を証する書面及び陳述内容を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

談合情報が寄せられた入札で、契約課は、入札を取りやめるべきであったのに、入札日の繰り下げも行わず、入札を実施した。その結果、談合情報どおりの業者が落札したにもかかわらず、相模原市契約課長は、相模原市談合情報マニュアル（平成8年4月1日施行。以下「マニュアル」という。）に違反して、公正取引委員会への通知すらしないで終了させた入札手続には、手続違背がある。相模原市長がそれを前提として、談合情報で本命業者とされた落札業者と本件契約を締結した行為は、不当であり、入札手続を無効とし、契約の解除を請求する。

以上の請求事実に関して、財務会計上の違法性又は不当性が認められるか、また、認められる場合、当該無効となる事由又は契約を解除しなければならない事由があるか及び入札手続に手続違背がある契約を締結した結果、市に損害が発生しているか。

#### (3) 関係職員の陳述

請求の内容から財務部を監査対象部とし、平成16年2月26日に同部の関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7

項の規定に基づき、請求人の代理人3名が立ち会った。

(4) 監査の期間

平成16年2月4日から平成16年3月16日まで

3 監査の結果

(1) 請求人の主張

ア 落札率が9割を超え、かつ、予定価格と落札価格が接近している場合は談合の存在を疑うべきである。

イ 条件付一般競争入札で行っているが、条件の内容が市内業者であり、結果として入札参加業者は相模原市電設協同組合の加入業者である。

ウ 入札制度を年度途中で変更しているが、公平性、公正性に反する。

エ マニュアルの「事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には原則としてくじ引きにより入札参加者を減じた後入札を執行する。」を適用しているが、「くじ」により業者を減じる場合、本命が「くじ」で残らなかったときには、高値で落札することになる。今回は別の方法にすべきであった。

オ マニュアルでは「事情聴取を行い、誓約書を提出させた後に入札をし、結果として情報どおりの業者が落札した場合は、公正取引委員会にその事実を通知するものとする。」と規定している。今回、くじ引きを行って業者数を減じているが、情報どおりの業者が落札しているので、公正取引委員会へ通知すべき事案である。それを怠ったことはマニュアル違反であり、手続が誤っている以上、契約を解除すべきである。

カ 工事費積算内訳書が提出されているが、市が用意した様式に業者が内訳金額を記入しているだけである。業者からは積算の基となった積算書を提出させるべきである。

(2) 監査対象部の説明

監査対象部の関係職員の陳述及び陳述時の監査委員からの質問への回答内容に加え、関係書類の提出や事情聴取又は必要に応じて文書で回答を求めたものである。

ア (仮称)南地区保健福祉センター建設電気設備工事その1(以下

「電気設備工事」という。)に関する談合情報をめぐる経過について

平成15年5月に工事担当課から入札参加者選定依頼があり、同年7月24日に競争入札参加者選定委員会(以下「委員会」という。)を開催し、条件付一般競争入札の参加資格条件を協議した。入札参加条件は、「平成15・16年度指名競争入札参加資格者として登録されていること、経営事項審査結果通知書における総合評点が720点以上であること、共同企業体の構成員の総合評点の合計点数が1,600点以上であること、市内に本店を有する者2者による共同企業体であること。」などである。

同年9月1日に条件付一般競争入札の公告を行った。同年9月5日の申請期限までに6共同企業体から入札参加申請があった。同年9月17日に委員会を開催し、資格審査を行い、6共同企業体すべての入札参加者決定をした。

同年10月1日に契約課長は朝日新聞横浜支局相模原通信局の記者から匿名の談合情報があった旨報告を受けた。談合情報は、「10月2日入札の郵便入札で、事前に落札業者が、A共同企業体に決まっている。予定価格1億5,775万円(消費税抜き)の95~98パーセントで落札する。」という内容であった。

契約課長は、提供された情報が、マニュアルの「基本原則」に該当することから、マニュアルに従って「談合情報報告書(様式1)」を作成し、委員会の招集を要請した。

同日に委員会が開催され、審議の結果、6共同企業体の代表者から事情聴取を行うことになり、その結果を再度委員会で審議することになった。

同年10月2日午前8時55分から午前10時15分まで、契約課長以下4名により1者ごとに、個別に事情聴取を実施した。

同年10月2日午前11時30分に委員会を開催し、事情聴取書を基に審議した。事情聴取の結果からは、談合の事実を確認することができず、談合情報の内容からも、「疑うに足りる事実」が確認されなかったことから、委員会としては、入札及び契約事務を進めることに異論がなく、誓約書を提出させた上で、「くじ」で入札参

加者を半分に減らした後、開札することで決定された。

同年10月2日午後、6共同企業体から誓約書を提出させ、くじ引きを行った。くじ引きの結果、入札参加者はA共同企業体、B共同企業体、C共同企業体に決定し、3者による入札を行った。午前10時30分に予定していた開札は、午後2時15分に繰り下げて、3者立ち会いのもとに実施した。郵送された封書を開封し、入札書及び工事費積算内訳書を確認した。最低入札価格は、A共同企業体の1億5,570万円であった。最低制限価格は、入札価格連動型最低制限価格（10頁の公共工事入札制度の表を参照）を導入しているため、落札決定を保留した。最低制限価格が積算された後、落札決定を落札者に電話で連絡し、入札結果は10月2日に契約課窓口及び10月3日に相模原市ホームページで公表した。

同年10月8日契約を締結した。

#### イ 請求人の主張に対する本市の考え方

##### （ア）落札率と談合について

請求人は、落札率が高く、落札価格と最高入札価格との差が少ないという状況から、事前の情報どおり、談合があったことを否定することができず、入札を取りやめるべきであったと主張するが、落札率が高く、落札価格と最高入札価格との差が少ないことをもって一概に談合が行われたとは言えないと考えている。

本市では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条に規定する「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為があったと疑うに足る事実があった場合」に入札を取りやめる状況と考えている。

今回、寄せられた事前の情報は、工事名、予定価格が事前に公表されている状況の中で、情報提供者が匿名で、いつ、どこで、誰が談合したかが不明であり、落札価格についても、公表している予定価格の95から98パーセントということで、特定された金額もなかった。

また、事情聴取の結果からも、談合の事実が確認できなかった。



こうした状況であり、「疑うに足る事実」が確認できなかったことから、6共同企業体すべてから誓約書を提出させ、その上で、「くじ」により、入札参加者を3者に減じて、開札したものである。

(イ) マニュアルに対する手続違背について

マニュアルは、談合情報が寄せられたときに、どのように対応するかを定めた手引書、手順書であり、本市では、公正取引委員会への通知については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に規定する「談合があったと疑うに足る事実があった場合」を想定して、マニュアルの「一般原則の(6)」を定めており、「具体的な対応」は、この「一般原則」を前提にした上での対応を行っているものである。

このため、委員会として、「疑うに足る事実」がなく、入札及び契約事務を進めることに異論がなかったことから、委員会の委員長は、「一般原則」にあるように、委員会での審議を踏まえ、公正取引委員会へ通知する必要がないと判断したものである。

なお、入札結果については、直ちに、各委員に報告した。

このような状況であり、手続に違背はなく、契約行為に不当性はないものと考えている。

(ウ) 契約の解除について

以上のとおり、談合があったことを疑うに足る事実が確認されず、事務手続についても違背があったとは考えていないことから、入札の手続を無効とすることも、契約を解除することも必要ないと考えている。

### (3) 監査委員の判断

本件措置請求は理由がないものと判断し、これを棄却する。  
以下、理由を記述する。

#### ア 入札制度について

本市の平成15年度の電気設備工事に係る公共工事入札制度及び等級区分別発注標準金額は、次のようになっている。

#### 公共工事入札制度(電気設備工事)

対象金額	3億円以上	2,500万円以上3億円未満	1,000万円以上 2,500万円未満	130万円を超え 1,000万円未満
入札の種類	条件付一般競争入札		指名競争入札	
予定価格の公表	事前公表		事後公表	
予定価格の取扱	予定価格 = 設計金額		設計金額に一定の率を乗じて設定	
最低制限価格	入札価格連動型最低制限価格 $\text{最低制限価格} = \text{平均入札価格} - (\text{入札価格の標準偏差} \times 2)$ 最低制限価格の上限・下限 $\text{上限} = \text{予定価格} \times (0.5 \times \text{平均入札率} + 0.365)$ $\text{下限} = \text{予定価格} \times (0.5 \times \text{平均入札率} + 0.265)$		予定価格 × 80%	-
入札回数	1回		2回まで	
入札方法	郵便入札(入札時に工事費積算内訳書提出)		-	
議会関係	議決を要する契約	-	-	
その他	・発注金額が1億円を超える場合は共同企業体とすることができる。 ・契約金額が3,000万円を超えた時点で、以降の入札への参加を制限する。			

#### 等級区分別発注標準金額

契約の種類	等級	総合評点	発注標準金額
電気工事	A	800点以上	1,500万円以上
	B	720点以上 799点以下	300万円以上1億円未満
	C	719点以下	1,500万円未満

本件については、予定価格(設計金額)1億5,775万円であるので、郵便入札による条件付一般競争入札で実施された。

## イ 入札参加者資格要件について

条件付一般競争入札の入札参加者資格要件はその都度設定される。本件電気設備工事の入札参加者資格要件は、平成15年7月24日に開催された委員会において次のように設定された。

- ・相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）に基づく平成15・16年度指名競争入札参加資格者として登録されていること。
- ・登録業種が電気及び登録時の経営事項審査結果通知書における総合評点が720点以上であること。
- ・契約課発注分の手持工事の契約金額が3,000万円以下であること。
- ・共同企業体の構成員の数は2者とし、構成員の経営事項審査結果通知書における総合評点の合計が1,600点以上であること。
- ・特定建設業許可業者であること。
- ・本市内に本店を有する者2者による共同企業体であること。

本件については、予定価格1億円以上の電気工事であるため、相模原市共同企業体取扱基準（平成15年4月1日施行）第3条に基づき共同企業体による発注方式とし、その構成員は、市内の中小建設業者の受注機会の確保及び育成の観点から本市内に本店を有する業者としている。また、本件の工事の品質及び施工技術を確保するため、適正に施工できる業者として、等級がA及びBの業者を設定し、更に等級がB同士の業者による共同企業体の構成とならないよう配慮している。

これらの条件を満たす業者は、15者（等級Aが8者、等級Bが7者）であった。入札参加者資格要件を有する15者の業者名簿は契約課窓口及び相模原市ホームページで公表されている。このうち入札参加者申請書を提出したのは6共同企業体であった。各共同企業体を構成する12者のうち11者が相模原市電設協同組合に加入していた。なお、共同企業体の結成については、業者間の自主的な結成に委ねられている。

また、本市では、郵便入札の導入や設計図書の販売方式により入札参加業者が極力接触する機会を排除している。

## ウ 設計金額及び予定価格について

本件電気設備工事の設計・積算は建築部営繕課で行った。設計・積算は、原則、国土交通省建築工事積算基準（平成13年度版）及び相模原市標準単価表のほか、市販刊行物等の単価表を採用している。

また、設計金額が2,500万円以上の工事については、前述のとおり、入札参加業者が設計図書（図面及び設計内訳表）を指定業者から購入することになっている。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）に基づき設計価格の歩切りを行っていないので、予定価格と設計金額は同額となっている。

予定価格については、公共工事の発注に当たり予定価格をめぐる不正行為の排除及び公共工事の品質確保の観点から事前公表している。

## エ 落札率と談合について

本件電気設備工事の予定価格に対する落札金額の割合を示す落札率は98.7パーセントであった。

この落札率は、請求人が追加証拠として提出した「平成14年5月24日から平成15年11月12日までの入札落札者一覧表」の電気設備工事に係る入札件数46件（うち3件は重複記載）の落札結果の中では確かに最も高い落札率であり、予定価格に近い価格で落札となっている。

落札率による談合の推定は、落札率が90パーセントを超えている場合は、談合行為の存在について否定はできないという意見もあるが、本件のように事前に予定価格が公表され、設計・積算が、相模原市標準単価表を除き、一般に公開されている国の基準及び発注時点での実勢単価を採用していることや、市販の積算ソフトで容易に工事費を見積もることができる状況にあることなどから、予定価格と落札価格の比較のみをもって談合の事実があったと判断することはできない。

## オ 談合情報に対する本市の対応について

本市では、適正化指針に基づきマニュアルを定めている。

マニュアルは談合情報が寄せられたときに、職員がどのように対応するかを定めた手引書又は手順書として位置付けられている。

以下、談合情報がマニュアルに従って事務処理されているか検証する。

#### (ア) 談合情報の確認について

マニュアルでは、談合情報が寄せられたときに契約課長が「談合情報」として委員会で審議するに値するか否かを判定すべき基準として、「基本原則」を定めている。

「基本原則」では、対象工事が明らかであり、次のいずれかに該当する場合に「談合情報」として対応することとしている。

- ・ 談合に關与したとされる業者名あるいは落札予定とされる業者名が明らかであるもの。
- ・ 落札予定金額として、設計金額に近い金額を示しているもの。
- ・ 談合が行われたとされる日、場所及び方法が明らかであるもの。
- ・ その他、談合に参加した当事者以外に知り得ない事実が明らかであるもの。

今回の「談合情報」の対応については、契約課長は対象工事及び落札予定とされる業者名が明らかであり、マニュアルの「基本原則」に該当することから、マニュアルの「一般原則」に基づき、直ちに「談合情報報告書」を作成し、委員会へ報告している。

委員会の運営については、相模原市競争入札参加者選定基準(平成15年7月1日施行)第5条で定めており、その構成は、企画部長、総務部長、財務部長、経済部長、環境保全部長、都市部長、建築部長、土木部長及び管理部長となっている。委員長には、財務部長が充てられている。

本件談合情報報告書を受けた委員会は、本件を談合情報として取り扱うこととし、10月2日(木)の午前中に、入札参加申請をしている共同企業体の代表者へ事情聴取を行い、再度、委員会で事情聴取の内容及びその後の対応を審議することとした。

#### (イ) 事情聴取について

契約課長は、10月2日(木)の午前中に、本件入札を予定して

いたが、入札時間を午後に繰り下げ、午前中に共同企業体の代表者の代表取締役又は常務取締役若しくは専務取締役を対象にして個別に事情聴取を契約課長以下4名で行った。

事情聴取書の記録を調査した限りでは、事情聴取に要した時間は1者当たり10分から15分であった。

事情聴取は、談合の事実を認定するために必要な手法ではあるが、調査権・捜査権を持たない市の調査においては自ずと限界がある。

(ウ) 誓約書について

同日午前11時30分に委員会が開催され、事情聴取の結果、「談合の事実があったとは認められなかった」と判断し、入札参加者6共同企業体すべてから談合の事実はない旨の誓約書を徴した。

(エ) 「くじ」について

本件については、「くじ」により入札参加者を2分の1に減じた後、入札を行っている。

入札参加者を「くじ」により減じることが、将来的な入札に対する談合の抑止効果や仮に談合があった場合に談合の成立を妨げることができるが、入札参加者数が減少し、競争性が薄れ、高値落札の現象が生じる可能性があり、請求人の主張もうなずける。

(オ) 工事費積算内訳書について

くじ引き後の3共同企業体から工事費積算内訳書を徴して、内容を確認している。

工事費積算内訳書の提出義務の趣旨は、入札参加者に対し、適切な競争を促すとともに、不適格業者を排除するためである。

工事費積算内訳書の確認方法は、工事費積算内訳書の有無、会社名等の記入漏れがないか、入札書の金額と工事費積算内訳書の合計額が一致しているか、工事費積算内訳書の各項目の額の合計と合計欄の額が一致しているか、工事費積算内訳書の各項目について、他の入札者と数字が一致している等のことはないか、である。

確認は、契約課職員のみで行われ、市積算担当者(当該工事の

積算内容を把握している職員)は立ち会っていない。

3 共同企業体から提出させた工事費積算内訳書を比較すると、工事費積算内訳書の各項目において、金額等が一致しているような状況にはなかった。

請求人は、「工事費積算内訳書は、市が用意した様式に業者が内訳金額を記入しているだけである。業者からは積算の基となった根拠資料を提出させるべきである。」と主張しているが、条件付一般競争入札に付される工事入札には、入札制度として必ず工事費積算内訳書の提出を義務付けていることを踏まえると、すべての条件付一般競争入札時にそれらの明細書又は根拠資料を提出させることは、資料が膨大になること及び様式が不統一となり、その確認事務に時間を費やし、迅速な入札事務の執行を妨げることも想定される。

#### (カ) 公正取引委員会等への通知について

一般的に公正取引委員会への通知の考え方を大別すると、談合情報があった場合、その内容の信憑性にかかわらず、すべて通知する考え方、談合情報があり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に定める「疑うに足る事実があるとき」に該当すると判断した場合に通知する考え方、がある。本市では、により対応している。

「疑うに足る事実」の定義は、「公共工事入札・契約適正化法の解説」(編著 公共工事入札契約適正化法研究会)によると、『「疑うに足る事実があるとき」とは、例えば、公共工事の発注者に対し談合情報が寄せられたときに、その情報の信憑性について明らかに否定できない場合であって、独占禁止法違反の事実があるとの判断に至らなくとも、工事名、落札予定者、落札金額等の具体的な内容を伴う情報があった場合等を想定しています。』と解説している。

本市の場合は、『「疑うに足る事実があるとき」とは、情報提供者が匿名ではなく、誰が、いつ、どこで談合したということが明確になっていて、更に工事名、落札予定業者及び落札金額が明確な場合、あるいは 入札執行前、入札執行後及び契約締結

後に談合情報があり、入札参加者から事情聴取を行った結果、談合と認める者がいた場合等、談合の事実があったと認められる場合等』を想定しており、具体的には、それぞれのケースにより、委員会で審議している。

契約課は、本件の談合情報に対して、マニュアルにのっとり、事情聴取、誓約書の提出、くじ引きの実施、工事費積算内訳書の確認及び開札の手順で行っている。入札の結果、談合情報どおりの業者が落札したため、公正取引委員会にその事実を通知する事案に該当（マニュアルの3（1）のイの（エ））しているが、通知する場合は、委員会の委員長が、委員会の審議を踏まえ必要と認めるときは、公正取引委員会及び警察へ通報すること（マニュアルの2（6））で取り扱っている。

本件については、「情報提供者が匿名で具体的な内容が整っていない」、「落札価格の金額が特定されていない」、また、「事情聴取の結果及び工事費内訳積算書からも、談合の事実が確認できない」ことから、委員会の委員長が、委員会の審議を踏まえ、「疑うに足りる事実がない」ので公正取引委員会及び警察へ通報する必要がないと判断した。従って、契約課長は通知事務を行っていない。

以上のことから、本市の取り扱いは、「客観的かつ明らかな独占禁止法に違反する行為があったと疑うに足りる事実があった場合」のみ公正取引委員会へ通知するものと推察でき、その限りでは本件について公正取引委員会へ通知しなかったという行為は、マニュアルに基づき事務処理を行ったと判断される。

#### カ 入札及び契約手続について

本件電気設備工事の入札及び契約手続に関し監査対象部に対する事情聴取及び関係書類の調査を行ったところ、以下のとおりであった。

建築部営繕課で行った設計・積算に基づき、契約課において予定価格が決定された。

設計金額が1億円を超えるため相模原市共同企業体取扱基準により共同企業体による発注方式とした。



設計金額が2,500万円以上のため条件付一般競争入札として公告された。

郵便による入札を行うことを明示した。

予定価格は事前に公表した。

入札参加申請は公告日から5日間とした。

入札日は公告日から32日間の期間を設けた。

設計図書の販売期間は公告日から開札(入札)日前日までとした。

落札者は予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者とした。

契約は入札日から7日以内に締結した。

これら から までの事務処理は、法令・規則等にのっとり、適正な手続により行われていた。

#### キ 契約解除について

本件電気設備工事に係る契約締結権及び解除権を有する者は相模原市長であり、その事務処理は相模原市行政組織及び事務分掌規則(昭和61年相模原市規則第8号)に基づき契約課長が行うことになっている。

談合その他不正行為による市の契約解除権は、本件電気設備工事契約書第33条の2で「公正取引委員会の審決が確定したとき」、「審決取り消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき」及び「刑が確定したとき」に契約を解除できると定めている。

本件においては、契約を解除できる要件に該当していない。

#### ク 結論

監査委員は、本件措置請求に関して事実確認の調査を行い、検討を重ねたところ、入札及び契約手続において財務会計上の違法性又は不当性は認められなかった。従って、契約が無効となる事由又は契約を解除しなければならない事由は存在しないと判断した。

なお、監査委員は、請求人が提出した資料等及び関係職員から徴した資料等からは、本件電気設備工事の入札に関して談合の事実があったと判断することはできなかった。

#### (4) 要望

本件措置請求に関連し、市長に対して次のとおり要望する。

市が施工する公共工事において談合等の不正行為が行われるならば本市及び本市市民に不当かつ甚大な損害を与えることになり、市をあげて談合防止に取り組むことは重要なことである。

このため、本市では、入札制度の改善、談合等に対する指名停止の強化及び損害賠償請求など談合その他不正行為に対する防止策を講じている。

市談合情報マニュアルについては、談合情報に対応するための手引書としてだけでなく、談合を未然防止するためのものであり、相模原市ホームページ等でも一般に公開されている。市談合情報マニュアルの解釈・運用を市民にわかりやすい表記とすることにより、はじめて行政は説明責任を果たしたといえる。

今後、国及び他都市の状況等を参考にして、市談合情報マニュアルに改善を加え、あわせて談合防止対策に対する調査、研究を深め、これまで以上に入札及び契約手続の透明性を確保し、公正な競争が促進されるよう努力されることを要望する。